

令和6年度茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理実施計画

I 基本事項

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 対象区域

茅ヶ崎市全域

3 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

II ごみ処理実施計画

1 ごみ処理人口

245,534人（令和5年10月1日現在）

2 ごみの年間の排出量及び処理量の見込み

（単位：t）

区分		排出量及び処理量	
家庭系		49,273	
事業系		10,772	
合計		60,045	
内訳	燃やせるごみ	39,422	
	燃やせないごみ	4,015	
	大型ごみ等（大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ）	720	
	資源物	びん	1,706
		かん	663
		ペットボトル	712
		古紙類	7,788
		衣類・布類	1,194
		プラスチック製容器包装類	3,100
		廃食用油	83
		金属類（指定8品目）	82
		使用済小型家電	57
		剪定枝	503

3 ごみ処理に関する施策

(1) 基本方針Ⅰ「ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進」

- ① リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進
- ② リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進
- ③ リユース（繰り返し使う）の推進
- ④ リサイクル（資源として再生利用する）の推進
- ⑤ 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進
- ⑥ 受益者負担の適正化

(2) 基本方針Ⅱ「資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築」

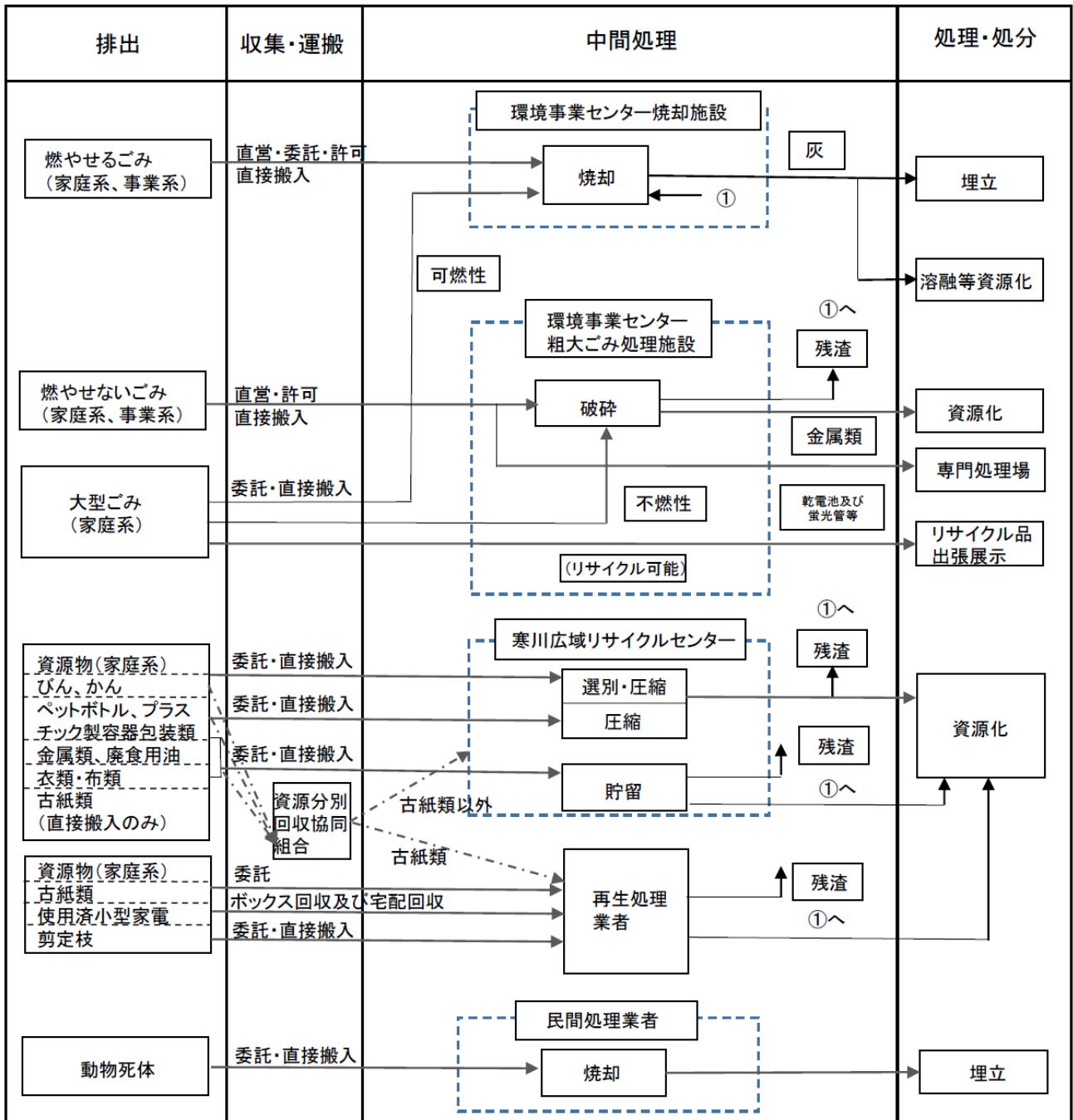
- ① 収集運搬（ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討、環境と安全に配慮した収集・運搬の実施）
- ② 中間処理（中間処理施設の整備、中間処理残渣の減量化・再資源化の促進）
- ③ 最終処分
- ④ 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理
- ⑤ 適正処理（処理困難物等の処理方法についての情報の充実、不法投棄に対する防止策の検討）

(3) 基本方針Ⅲ「市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立」

- ① 広報紙等各種媒体の利用による啓発の充実
- ② ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実

4 ごみ処理に関する計画

(1) フロー



(2) ごみの区分等

① 市が処理するごみ（家庭系）

区分	主な品目	排出方法
燃やせるごみ	生ごみ、紙ごみ (ティッシュ) など	<ul style="list-style-type: none"> ▶指定収集袋に入れて「燃やせるごみ」の集積場所に出す。 ▶中身がこぼれたり、はみ出さない程度のごみを入れ、袋の口をしぼる。 ▶指定収集袋に入りきらない長尺物は、品目の外周に指定収集袋を結びきるか、巻ききる。 ▶生ごみは水分をよく切る。 ▶竹串などは先を折る。
	落ち葉・雑草・燃やせるごみに該当する枝幹（家庭菜園等で育てた植物を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋、又は指定収集袋に入れて「燃やせるごみ」の集積場所に出す。 ▶透明・半透明の袋を使用する場合は、他の「燃やせるごみ」とは別にして単独で出す（指定収集袋を使用する場合は、他の「燃やせるごみ」と同じ袋に入れることができる）。 ▶泥を落とし、乾燥させ袋に入れ、なるべく週の後半の収集日に出す。1回に出す量が3袋を超えるなど、量が多い場合は、数回に分けて出す。 ▶袋の口をしぼる。
	紙おむつ・尿取りパット、リハビリパンツ（使い捨ておしりふきを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋、又は指定収集袋に入れて「燃やせるごみ」の集積場所に出す。 ▶透明・半透明の袋を使用する場合は、他の「燃やせるごみ」とは別にして単独で出す（指定収集袋を使用する場合は、他の「燃やせるごみ」と同じ袋に入れることができる）。 ▶透明・半透明の袋を使用する場合で、外から見て、中身が見えない場合は、入っているものがわかるように、袋に直接記入するか、貼り紙で表示する。 ▶袋の口をしぼる。
	ストーマ袋・腹膜透析パック	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋、又は指定収集袋に入れて「燃やせるごみ」の集積場所に出す。 ▶透明・半透明の袋を使用する場合は、他の「燃やせるごみ」とは別にして単独で出す（指定収集袋を使用する場合は、他の「燃やせるごみ」と同じ袋に入れることができる）。 ▶透明・半透明の袋を使用する場合で、外から見て、中身が見えない場合は、入っているものがわかるように、袋

		<p>に直接記入するか、貼り紙で表示する。</p> <p>▶袋の口をしぼる。</p>
燃やせないごみ	<p>金属類（指定 8 品目以外のもの）、陶磁器・ガラス類、プラスチック製品、資源物として出せないびん・かん、小型家電製品（資源物の「使用済小型家電」を除く） など</p>	<p>▶指定収集袋に入れて「燃やせないごみ」の集積場所に出す。</p> <p>▶中身がこぼれたり、はみ出さない程度のごみを入れ、袋の口をしぼる。</p> <p>▶指定収集袋に入りきらない長尺物は、品目の外周に指定収集袋を結びきるか、巻ききる。</p> <p>▶指定収集袋に入りきらない大きい物は、品目に 40 リットル相当分の指定収集袋を「リットルの表記」が見えるように貼り付ける。</p> <p>▶刃物や割れ物など鋭利なものは紙などで包み、「注意」と表記する。</p>
	蛍光灯	<p>▶購入時の箱等に入れてそのまま出す。</p> <p>▶箱がない場合は透明・半透明の袋に入れて出す。</p> <p>▶他の「燃やせないごみ」とは別にして単独で出す。</p> <p>▶割れたものは指定収集袋に入れて出す（他の「燃やせないごみ」と同じ袋に入れることができる）。</p>
	水銀式体温計	▶他の「燃やせないごみ」とは別にして単独で透明・半透明の袋に入れて出す。
	乾電池、ボタン電池（CR・BR 形式）	▶他の「燃やせないごみ」とは別にして単独で透明・半透明の袋に入れて出す。
大型ごみ等	<p>大型ごみ（一辺の長さが 50 cm を超え 2 m 以下のもの）、特定大型ごみ、特定粗大ごみ</p>	<p>▶電話で申し込む（1 回の予約は 5 点まで。二重予約は不可。5 点を超える予約は一度目の収集の終了後に申し込むことができる）。</p> <p>▶予約申し込み後に、茅ヶ崎市収入証紙販売所にて証紙を購入する。</p> <p>▶証紙に氏名を記入し、大型ごみ等に貼る。</p> <p>▶指定された日・場所に当日の午前 8 時 30 分までに出す。</p>
資源物	びん	<p>飲食用・薬品・化粧品ガラスびん</p> <p>▶袋に入れずに、「資源物」の集積場所に配布されるコンテナに直接入れる。</p> <p>▶水ですすぐ。</p> <p>▶静かにコンテナに入れる。</p>
	かん	<p>飲食用のかん、スプレーかん</p> <p>▶袋に入れずに、「資源物」の集積場所に配布される青いネットに直接入れる。</p> <p>▶水ですすぐ。</p> <p>▶静かにネットに入れる。</p> <p>▶つぶさない。</p>

ペットボトル	飲食用のペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ▶袋に入れずに、「資源物」の集積場所に配布される黄色いネットに直接入れる。 ▶水ですすぐ。 ▶静かにネットに入れる。 ▶キャップ・ラベルを取り除く。 ▶つぶす。
廃食用油	サラダ油などの植物性の食用油	<ul style="list-style-type: none"> ▶袋に入れずに、「資源物」の集積場所に直に出す。 ▶ペットボトル（スクリューキャップ式）に入れてふたをして出す。 ▶揚げカス等は取り除く。 ▶転がらないようにして出す。
金属類 （指定8品目）	なべ、やかん、フライパン、スプーン、おろし金、焼網、ボウル、ざる	<ul style="list-style-type: none"> ▶袋に入れずに、「資源物」の集積場所に直に出す。 ▶汚れを落とす。 ▶転がらないようにして出す。
衣類・布類	衣類・布類・革製品・その他（かばん・ぬいぐるみなど）	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋に入れて「資源物」の集積場所に出す。 ▶なるべく晴れた日に出す。
古紙類	新聞（チラシ）	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場所に出す。 ▶ひもで十字にしぼる。
	ダンボール	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場所に出す。 ▶たたんで、ひもで十字にしぼる。
	本・雑誌	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場所に出す。 ▶ひもで十字にしぼる。
	雑紙	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場所に出す。 ▶ひもで十字にしぼる。 ▶細かい紙は透明・半透明の袋、又は紙袋に入れて出す（紙袋に入れて出す場合は、ひもで十字にしぼる）。
	シュレッダーで裁断した紙	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場所に出す。 ▶透明・半透明の袋に入れて出す。
	飲料用紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場所に出す。 ▶洗って切り開き、乾かしてから透明・半透明の袋に入れて出す。

プラスチック製容器包装類	商品・製品等の容器や包装でプラスチック製のもの	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋に入れて「資源物」の集積場所に出す。 ▶汚れを水ですすぐ、ふき取るなどして落とす。 ▶ひとつの袋に詰める（二重袋での排出、指定収集袋での排出は不可）。 ▶袋の口をしぼる。
使用済小型家電	30 cm×15 cmの回収ボックス投入口に入り、奥行き30 cm程度の大きさで、電気・電池で動くもの	<ul style="list-style-type: none"> ▶回収ボックス設置場所の各施設開館時間内に回収ボックスに入れる。 ▶個人情報情報は消去する。 ▶電池（バッテリー）は取り外す。電池が取り外せないものは、そのまま回収ボックスに入れる。
剪定枝	枝幹、切り株	<ul style="list-style-type: none"> ▶電話で申し込む。 ▶指定された日・場所に当日の午前8時30分までに出す。 ▶1本あたりの長さは1 m以下で、太さは1 cmを超え20 cm以下とする。 ▶複数ある場合は、1束あたりの直径が35 cm以下になるように紐で束ねて出す。
動物死体	動物の斃死体・轢死体、犬・猫等の小動物の死体	<ul style="list-style-type: none"> ▶電話で申し込む。

[備考]

- 1 排出方法の詳細は「2024年度版ごみと資源物の分け方・出し方」による。
- 2 「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」は収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す（大型ごみ等、使用済小型家電、剪定枝を除く）。
- 3 集積場所は、主に自治会の申請により定められた集積場所であり、利用者で清潔の保持に努める。
- 4 「燃やせるごみ」には、衣類・布類で汚れたもの及び壊れたもの、プラスチック製容器包装類、古紙類で汚れのついているもの、飲料用紙パックで内側が茶色のもの及び内側にアルミ箔が貼ってあるもの、枝幹のうち長さ1 m以下で太さ1 cm以下のものを含む。
- 5 「燃やせないごみ」には、形式記号がCRまたはBRのボタン電池、びんのうち乳白色で中身の見えないもの、農薬・劇薬の入っていたびんを含む。
- 6 「乾電池」には、ニカド電池、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池等の充電式電池、ボタン電池を含まない。これらの電池は、販売店に回収を依頼する。ただし、形式記号がCRまたはBRのボタン電池は「燃やせないごみ」とする。
- 7 「大型ごみ等」には、蛍光灯のうち長さ140 cmを超えるもの及び枝・幹・切り株のうち長さ1 mを超え2 m以下で太さ20 cm以下のものを含む。
- 8 「特定大型ごみ」とは、指定品目（安楽椅子、鏡付き化粧だんす、書棚、食器棚、寝台、卓、たんす、机）で一辺の長さが1 mを超え2 m以下のものをいう。
- 9 「特定粗大ごみ」とは、収集、運搬時に危険性があるもの（ガス調理機器、暖房機器（灯油又はガスを燃料とするものに限る。）、タイヤチェーン（金属製のものに限る）、鉄垂

鈴、その他これらに類するもの)をいう。

- 10 「びん」には、乳白色で中身の見えないもの、農薬・劇薬の入っていたびんを含まない。
- 11 「衣類・布類」には、汚れたもの、壊れたものを含まない。
- 12 「古紙類」には、臭い、汚れのついているものを含まない。
- 13 「飲料用紙パック」には、内側が茶色のもの及び内側にアルミ箔が貼ってあるものを含まない。
- 14 「プラスチック製容器包装類」には、汚れのついているものを含まない。
- 15 「個人や団体（事業者を含む）が行う集積場所や道路などの公共的な場所の清掃活動」、「自治会又は自治会に準ずる団体の活動」に伴う「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」については、それぞれを分別し、透明・半透明の袋に入れて出すことができる。「個人や団体が行う、集積場所や道路などの公共的な場所の清掃活動」に伴うごみの場合は、「ボランティアごみ」と袋に直接記入するか、貼り紙で表示する。「自治会又は自治会に準ずる団体の活動」に伴うごみの場合は、「ボランティアごみ（当該自治会等の名称）」と袋に直接記入するか、貼り紙で表示する。

② 市が処理するごみ（事業系）

区分	主な品目	排出方法
燃やせるごみ （一般廃棄物）	生ごみ、紙ごみ （ティッシュ）、 落ち葉など	<ul style="list-style-type: none"> ▶一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する。 ▶市の処理施設に直接搬入（自己搬入）する。 ▶集積場所の管理者（自治会等）の了解を得た上で、指定収集袋に入れて「燃やせるごみ」の集積場所に出す。ただし、その場合に排出できる量は、1回の排出につき40リットルまでとする。

③ 市が処理できないごみ

区分	主な品目	排出方法
危険物・処理 困難物	塗料及びその溶剤 等	▶販売店や専門業者に処理を依頼する。
産業廃棄物	廃プラスチック類 等法令で定めるもの	▶産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。
広域認定制度 対象品目	バイク、消火器、 充電式電池、ボタン電池	▶製品の製造事業者等に処理を依頼する。
家電リサイクル 法対象品目	特定家庭用機器	<ul style="list-style-type: none"> ▶新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売業者に引取りを依頼する。 ▶処分したい製品を購入した小売業者が分かる場合は、その小売業者に引取りを依頼する。 ▶自ら運搬を行う場合、郵便局でリサイクル料金を振り込み、リサイクル券と処分したい製品を指定引取場所に持ち込む。

資源有効利用 促進法対象品 目	パソコン	▶製品の製造事業者や市協定事業者へ処理を依頼する。
-----------------------	------	---------------------------

[備考]

- 「危険物・処理困難物」とは、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）24条第1項の規定により適正処理困難物として指定しているものをいう。

(3) ごみの収集方法

① 定期収集

区分	燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類（指定8品目）、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類			
区域	市内全域（市内8地区）			
方法等	回数	燃やせるごみ	週2回	
		燃やせないごみ	隔週に1回（第5週は除く）	
方法等		びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類（指定8品目）、古紙類	隔週に1回	
		衣類・布類	月1回	
		プラスチック製容器包装類	週1回	
	体制	燃やせるごみ	直営、委託	
		燃やせないごみ	直営	
びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類（指定8品目）、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類		委託		
方式	ステーション収集			

[備考]

- 市内8地区及び各地区の収集日等の詳細は「2024年度版ごみと資源物の収集カレンダー」による。

② 予約収集

区分	大型ごみ等、剪定枝、動物死体		
区域	市内全域		
方法等	回数	随時	
	体制	委託	
	方式	戸別収集（予約制）	

③ ボックス収集

区分	使用済小型家電	
区域	市内全域（27 拠点）	
方法等	回数	随時
	体制	直営
	方式	拠点収集

[備考]

- 1 拠点（使用済小型家電回収ボックス設置場所）は、茅ヶ崎市役所（2F 資源循環課）、小出支所、香川公民館、小和田公民館、鶴嶺公民館、松林公民館、南湖公民館、図書館本館、青少年会館、うみかぜテラス（体験学習センター）、環境事業センター、浜須賀会館、海岸地区コミュニティセンター、小和田地区コミュニティセンター、小出地区コミュニティセンター、コミュニティセンター湘南、茅ヶ崎地区コミュニティセンター、南湖会館、鶴嶺東コミュニティセンター、高砂コミュニティセンター、松浪コミュニティセンター、鶴嶺西コミュニティセンター、辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所、イオン茅ヶ崎中央店（3F）、そよら湘南茅ヶ崎（1F）となる。

④ 安心まごころ収集

区分	燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類（指定 8 品目）、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類		
区域	市内全域（市内 2 地区）		
方法等	回数	燃やせるごみ	週 2 回
		燃やせないごみ、びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類（指定 8 品目）、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類	隔週に 1 回
	体制	直営	
	方式	戸別収集	

[備考]

- 1 安心まごころ収集は、ごみと資源物を集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等の世帯を対象に、声掛けを行いながらごみと資源物を各戸収集し、安否確認を行うもの。
- 2 市内 2 地区及び各地区の収集日等の詳細は安心まごころ収集専用カレンダーによる。

⑤ 一般廃棄物収集運搬許可業者による収集

区分	-
区域	市内全域
方法等	各排出先より収集し、市内の処理施設、又は市外の処理施設（資源化施設）へ搬入

[備考]

- 1 区分（取り扱いできるごみ）は各許可業者によって異なる。

⑥ その他（ごみの直接搬入）

区分	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ等、動物死体	
区域	市内全域	
方法等	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ等	茅ヶ崎市環境事業センターへ搬入
	動物死体	株式会社動物愛護の会へ搬入
[備考]		
1 表中の「燃やせるごみ」には、(2)の②のごみを含む。		

⑦ その他（資源物の直接搬入）

区分	びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類（指定8品目）、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、剪定枝	
区域	市内全域	
方法等	びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類（指定8品目）、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類	茅ヶ崎市資源分別回収協同組合、又は寒川広域リサイクルセンターへ搬入
	剪定枝	株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所へ搬入

(4) ごみの処分方法

① 燃やせるごみ

施設	茅ヶ崎市環境事業センター
方法等	焼却後、埋立、熔融、焼成又はセメント化

[備考]

- 「燃やせるごみ」には、(2)の②のごみを含む。
- (2)の②のごみの一部については、一般廃棄物収集運搬業許可業者を通して神奈川県横浜市（生ごみ）、藤沢市（生ごみ）、愛甲郡愛川町（生ごみ）、厚木市（木くず）、海老名市（木くず）、都留市（木くず）、平塚市（木くず）、松田町（木くず）、三島市（木くず）において資源化している。

② 燃やせないごみ

施設	茅ヶ崎市環境事業センター
方法等	破碎後、資源化又は焼却（焼却後埋立、熔融、焼成又はセメント化）

③ 大型ごみ等

施設	茅ヶ崎市環境事業センター
方法等	資源化又は茅ヶ崎市環境事業センターで前処理による破碎後に資源化若しくは焼却（焼却後埋立、熔融、焼成又はセメント化）

④ びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類

施設	寒川広域リサイクルセンター
方法等	選別、圧縮、形成（梱包）後に、売却し資源化

⑤ 古紙類（直接搬入分）、衣類・布類、廃食用油、金属類（指定8品目）

施設	寒川広域リサイクルセンター
方法等	売却し資源化

[備考]

- 1 定期収集した、又は茅ヶ崎市資源分別回収協同組合に直接搬入された古紙類は、売却し資源化している。

⑥ 使用済小型家電

施設	茅ヶ崎市環境事業センター
方法等	選別後に、売却し資源化

⑦ 剪定枝

施設	株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所
方法等	選別後に、破碎し資源化

[備考]

- 1 事業活動に伴い排出される「剪定枝」の一部については、一般廃棄物収集運搬業許可業者を通して山梨県都留市において資源化している。

⑧ 動物死体

施設	株式会社動物愛護の会
方法等	焼却後、埋立

[備考]

- 1 動物死体焼却処理後の灰は、栃木県那須塩原市内の最終処分場に埋立している。

(5) 施設に関する事項

① 収集車両基地

施設名	茅ヶ崎市環境事業センター業務担当	
所在地	茅ヶ崎市萩園 1085 番地（茅ヶ崎市環境事業センター内）	
保有車両	2 t ロードパッカー	32 台
	2 t ダンプ	5 台
	軽四輪自動車	1 台
	軽ダンプ	4 台
	軽トラック	2 台
	マイクロバス	1 台

② 焼却施設

施設名	ごみ焼却処理施設
所在地	茅ヶ崎市萩園 836 番地（茅ヶ崎市環境事業センター内）
方式	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	360 t / 日（120 t / 日 × 3 炉）

[備考]

- 1 寒川町との広域処理を実施している。

③ 焼却施設（動物死体）

施設名	株式会社動物愛護の会
所在地	茅ヶ崎市下寺尾 1551 番地
方式	バッチ式一括処理型燃焼式
処理能力	10-20 kg / 時（1 基）

[備考]

- 1 株式会社動物愛護の会は、一般廃棄物処分業許可（許可番号 S - 2 号）を有している。

④ 破碎施設

施設名	粗大ごみ処理施設
所在地	茅ヶ崎市萩園 836 番地（茅ヶ崎市環境事業センター内）
方式名	破碎選別施設
処理能力	50 t / 日（1 基）

[備考]

- 1 寒川町との広域処理を実施している。

⑤ 資源物処理施設

施設名	寒川広域リサイクルセンター
所在地	寒川町宮山 2524 番地
方式	選別処理、保管
処理能力	55.5 t / 日 (7.5h)

[備考]

- 1 寒川町との広域処理を実施している。

⑥ 資源物処理施設（剪定枝）

施設名	株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所
所在地	茅ヶ崎市赤羽根 3895 番地
方式	破碎選別施設
処理能力	149.27 t / 日

[備考]

- 1 株式会社都実業は、一般廃棄物処分業許可（許可番号 S - 4 号）を有している。

⑦ 最終処分施設

施設名	茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場
所在地	茅ヶ崎市堤 1300 番地外
埋立容量	186,000 m ³

(6) その他

① 一般廃棄物収集運搬業の許可について

一般廃棄物の収集運搬については、一般廃棄物の適正な処理を継続的かつ安定的に実施させるためには既存の許可業者のみで引き続き行うことが適切であるため、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は、法令等により新たに必要が生じた場合等を除き行わない。

② 焼却処理後の灰の処分について

焼却処理後の灰の処分は、市の最終処分場のほか、次のとおり処理を行う。

- イ 青森県三戸郡三戸町内の最終処分場に埋立
- ロ 茨城県鹿嶋市、栃木県小山市（ばいじんは、横須賀市で水洗浄処理後小山市へ）、愛知県名古屋市内で熔融処理
- ハ 埼玉県大里郡寄居町、三重県伊賀市で焼成処理
- ニ 山口県宇部市、大分県津久見市でセメント化処理

Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理人口

区分	処理方法	設置数・区域面積	人口（人）
生活雑排水処理	公共下水道	2,239.69ha	236,266
	合併処理浄化槽	6,005 個	10,712
生活雑排水未処理	単独処理浄化槽		
	し尿汲み取り	275 個	368

2 し尿・浄化槽汚泥の年間の排出量及び処理量の見込み

(単位：kℓ)

区分	排出量及び処理量
し尿	1,033
浄化槽汚泥	6,809
合計	7,842

3 生活排水処理に関する施策

(1) 基本方針Ⅰ「公共下水道（汚水）・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水の適正処理の推進」

① 公共下水道（汚水）・合併処理浄化槽の普及促進（公共下水道（汚水）整備事業の推進、水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進、補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進）

(2) 基本方針Ⅱ「安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進」

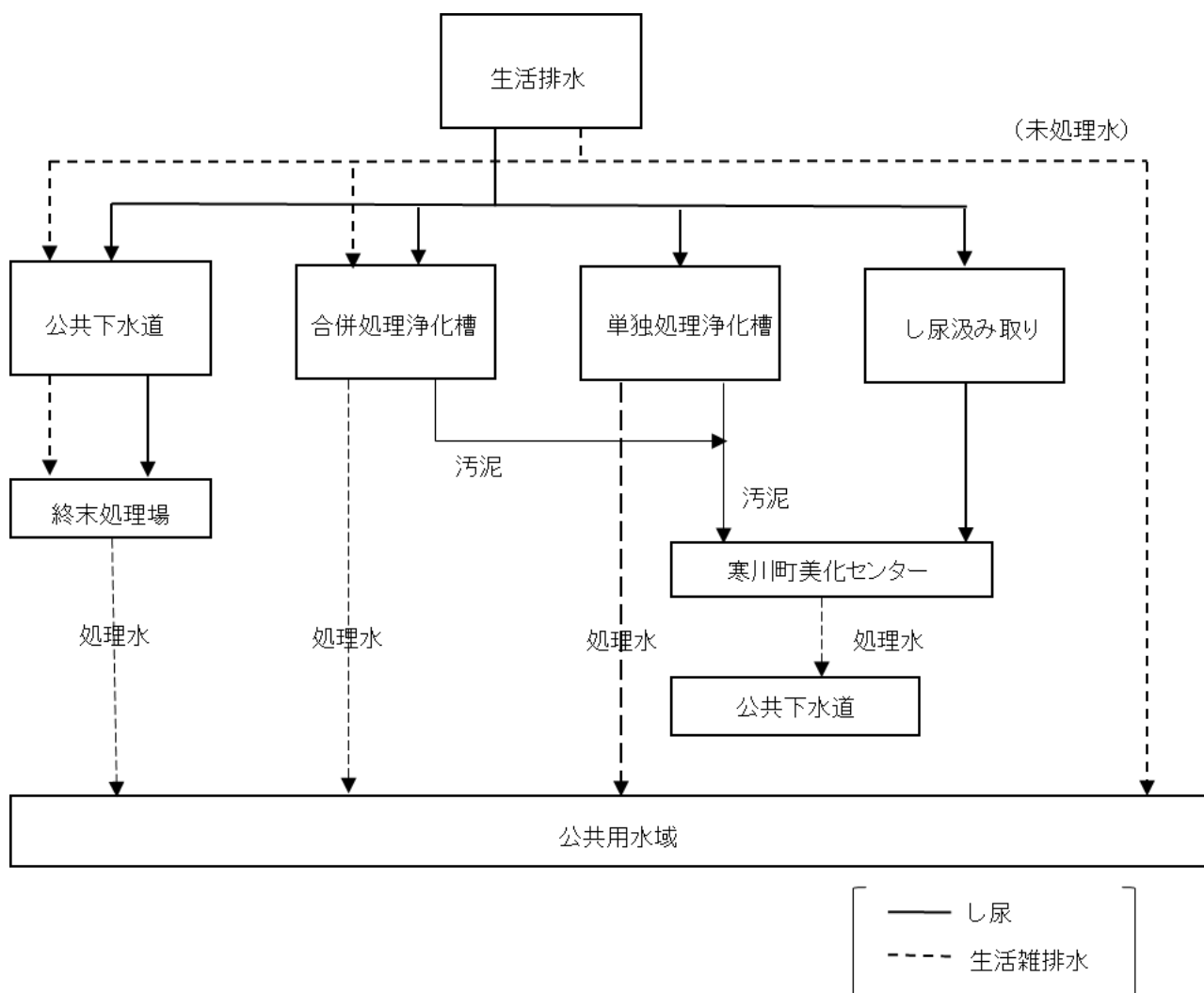
① し尿及び浄化槽汚泥の適正処理（し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画、し尿処理施設の適正な維持・管理）

(3) 基本方針Ⅲ「水環境の向上に向けた啓発活動等の推進」

① 啓発及び情報提供（浄化槽の清掃の啓発、広報紙等による情報発信）

4 生活排水処理に関する計画

(1) フロー



(2) 生活排水の処理方法

① 公共下水道

区分	し尿及び生活雑排水		
区域	市内全域		
方法等	収集・運搬	回数	-
		体制	-
	施設名	柳島水再生センター（終末処理場）、辻堂浄化センター（終末処理場）	

② 合併処理浄化槽

区分	し尿及び生活雑排水		
区域	市内全域		
方法等	収集・	回数	年1回（浄化槽汚泥）
	運搬	体制	委託
	施設名	寒川町美化センター	

③ 単独処理浄化槽

区分	し尿		
区域	市内全域		
方法等	収集・	回数	年1回（浄化槽汚泥）
	運搬	体制	委託
	施設名	寒川町美化センター	

④ し尿汲み取り

区分	し尿		
区域	市内全域		
方法等	収集・	回数	20日に1回
	運搬	体制	委託
	施設名	寒川町美化センター	

(2) 施設に関する事項

① し尿処理施設

施設名	寒川町美化センター
所在地	寒川町田端 1578 番地 3
方式	高負荷脱窒素処理
処理能力	70 k l/日（し尿 21 k l/日、浄化槽汚泥 49 k l/日）

[備考]

- 1 寒川町との広域処理を実施している。